

意見書案第 4 号

集団的自衛権行使のための、解釈改憲の動きを中止するよう

求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を
求める。

平成26年3月26日提出

提出者 中間市議会議員 宮下 寛

賛成者 〃 青木孝子

〃 〃 田口澄雄

集団的自衛権行使のための、解釈改憲の動きを中止するよう求める意見書

本年2月12日衆議院予算委員会において、安倍首相は、現憲法下で禁止されてきた集団的自衛権行使の憲法解釈を自らの一存で変更できるという姿勢を示した。

これまで歴代自民党政権下でも「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする、いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない。」「憲法解釈を便宜的、意図的に変更するような事をすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねない」と表明されてきた。

憲法は国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが本質的役割であり、立憲主義の原理である。

憲法の遵守義務を課せられている総理大臣による恣意的な憲法解釈を閣議決定することは、総理大臣としての資格が喪失していると言わざるを得ない。同時に、実質的な憲法改定を強行することに他ならない。このことは国民主権を踏みにじる行為であり許されない。

然るに安倍首相は、「政府の最高責任者は、私だ。」として、集団的自衛権行使を行なうため、今国会中にも閣議決定を行なう事を表明した。

これは憲法の最高法規性を否定し、憲法の内容をその時々の内閣や多数派が自由に変えることが出来るようにする事になり、憲法への国民の信頼を損なわせ、立憲主義、法治主義を崩壊させるものである。絶対に許されないものである。

本議会は、憲法を最高法規とする法秩序を守り、日本を海外で戦争する国へとさせない為に、解釈改憲による集団的自衛権行使の動きを中止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

中間市議会

衆議院議長 伊吹 文明 様
参議院議長 山崎 正昭 様
内閣総理大臣 安倍 晋三 様